

諮問第 4 号

平成20年9月22日

新司法試験の論文式試験による筆記試験の科目のうち、専門的な法律の分野に関する科目（選択科目）については、司法試験法（昭和24年法律第140号）第3条第2項第4号、同法施行規則第1条により、倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法（公法系）、国際関係法（私法系）の8科目と規定されているところ、既に新司法試験が3回実施されたことから、改めて当該試験の実施状況等を踏まえ、同法第6条に基づいて、同法施行規則第1条改正の要否及びその内容について、御意見を承りたい。